

事業主の皆様へ 企画競争型認定の結果について

平成27年6月5日
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者助成部

平成27年度第1四半期に係る障害者作業施設設置等助成金（第1種作業施設設置等助成金、第2種作業施設設置等助成金）、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤用バスの購入助成金及び通勤用自動車の購入助成金に係る認定申請について、平成27年3月2日から平成27年3月13日までの間に公募し、受理された36件について審査を行い、外部審査委員で構成される助成審査委員会で審議した結果、おおむね妥当とされたため、以下のとおり、21件を認定いたしました。

また、今回は評価点が1点以上のものまですべて認定しても、第1四半期に設定された計画額の範囲内となったためすべて認定（総額約16百万円）されました（申請状況によっては評価点が1点以上であっても不認定となる場合があります）。

1 結果

(1) 第1種作業施設設置等助成金	30件のうち認定19件
(2) 第2種作業施設設置等助成金	3件のうち認定1件
(3) 障害者福祉施設設置等助成金	2件のうち認定1件
(4) 重度障害者等通勤対策助成金 (通勤用自動車購入助成金)	1件のうち認定0件

※重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バス購入助成金）については、申請はありませんでした。

2 概要

《認定の例》

[第1種、第2種作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金]

○トイレ改修工事（附帯施設）[身体障害者（下肢機能障害）]

下肢に障害のある障害者を雇用するために、車椅子のまま入れる洋式トイレを設置する工事を行う旨の申請である。車椅子使用者用のトイレを新設することは、障害特性に配慮したものと認められることから認定した。

なお、当該障害者は、上肢の機能には障害がないことから、温水洗浄便座は対象外とした。

○自動ドア・手摺の設置（附帯施設）[身体障害者（下肢機能障害）]

下肢障害のため義足及び杖を使用して歩行する対象障害者にとって、スイング式かつ鋼鉄製で重量のある既存の事務所玄関扉を使用することは困難であり、かつ危険であることから、この扉を自動ドアに改修するとともに、事業所玄関前の階段に手摺を設置する旨の

申請である。

自動ドア、手摺とも当該障害者の特性に配慮したものであると認められることから認定した。

○据置型拡大読書器の設置（作業設備）〔身体障害者（視覚）〕

パソコンによるデータ入力や、社内研修の配布資料準備作業などを行う視覚障害者のために、拡大読書器を購入し設置する旨の申請である。

当該拡大読書器は、市販品だが障害者のために開発された機器であるため認定した。

○点字ディスプレイ、音声読み上げソフトの設置（作業設備）〔身体障害者（視覚）〕

パソコンを使った文書作成をする視覚障害者が、正確に文書作成を行えるように、パソコン上の文字データの認識が音声と点字でできるようになる点字ディスプレイと音声読み上げソフトを購入し設置する旨の申請である。

当該機器は、市販品だが障害者のために開発された機器であるため認定した。

〔障害者福祉施設設置等助成金〕

○休憩室の新築、休憩室用テーブルの設置〔身体障害者（下肢障害）〕

車椅子使用の対象障害者の福祉を増進するため、バリアフリーの休憩室を対象障害者の就労場所に隣接した場所に設置するとともに、車椅子使用者が利用できるテーブルを設置する旨の申請である。

バリアフリーの休憩室の設置は、当該障害者の福祉の増進につながることから認定した。

なお、対象障害者が利用する部分以外については対象外とした。

《不認定の例》

〔第1種作業施設設置等助成金〕

○トイレ改修工事

下肢障害のある対象障害者のため、事業所の和式トイレを洋式に改修する旨の申請であるが、対象障害者は同事業所にて複数年にわたって雇用が継続されており、障害の重度化等新たな特別な事情は生じていないことから、申請施設がなければ雇用継続が困難であるとまでは認められないため不認定とした。